

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正（ステップ2）の概要（案）

福島県原子力安全対策課
平成25年2月4日

I 今回の修正ポイント

ステップ2については、原子力災害対策指針等の反映を中心とした修正及びこれに伴う内容について修正を行うものとした。

1 原子力災害対策指針等の反映

(1) 「暫定的に予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」の導入

PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL（緊急時活動レベル）に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。原子力災害対策指針（平成24年10月31日 原子力規制委員会）では、「原子力施設から概ね5km範囲」を目安とするとされている。

ア 福島第一原子力発電所

同指針において、「他の原子力施設と一律にPAZ及びUPZの導入等を行うことは必ずしも適当ではない。」とされており、県は、国に対し、同発電所の実情を踏まえた本県独自の指針の策定を求めているが、策定までの間、暫定的にPAZを5km範囲として設定し、新たな緊急事態に備えるものとする。

イ 福島第二原子力発電所

同指針の規定「原子力施設から概ね5km範囲」を目安として、PAZを暫定的に設定する。

なお、本県の地域防災計画原子力災害対策編の対象は、「廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設」であることを明記しており、再稼働を前提としたものではない。

それぞれの具体的な範囲については、地元町と十分協議のうえ設定するものとする。

(2) 「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」の導入

前回修正で導入した「暫定的な重点地域の範囲」については、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当することを明記した。

(3) 緊急被ばく医療

ア 救急・災害医療組織を最大限に活用するとともに、国と協力し、初期及び

二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築することについて記載した。

イ 緊急被ばく医療活動に係る住民の問診や汚染検査等においては、必要に応じ、医師や看護師等の要員の派遣及び医療機器等の提供について、県外の放射線専門機関等を始め、県内の医療関係団体等へ要請する旨を記載した。

ウ その他、第六次福島県医療計画（素案）の内容や現状との整合を図った。

(4) 原子力災害中長期対策

原子力災害時、事態の一定の収束がなされた後においても、すでに環境中に放出されてしまった放射性物質等への対応として、モニタリング、個人線量推定、健康評価及び除染措置について、中長期的対策として位置付けるものとした。

(5) その他

現段階で反映可能な以下の事項等を反映した。

ア PAZの設定に合わせ、PAZにおける避難、UPZにおける屋内退避・避難を記載した。

イ 東京電力（株）は、原子力事業所災害対策支援拠点（後方支援拠点）を整備し、オフサイトセンター等と確実な通信連絡体制を構築することについて記載した。

2 その他主な修正

(1) 「警戒事象発生の通報」における応急対策の開始時期の明確化

本県では、特定事象発生の通報（原子力災害対策特別措置法第10条通報）により災害対策本部を設置しているが、PAZの導入に伴い、即時避難に備え迅速な応急対策の開始が求められることから、「警戒事象発生の通報」（立地県で震度6弱以上、大津波警報、事故故障等の法令報告（実用発電用原子炉施設の設置、運転等に関する規則第19条の17等）等）を受け、知事が必要と認める場合は、災害対策本部を設置し応急対策を開始するものとした。

(2) 本計画及び関連マニュアルの見直し

本計画及び関連するマニュアルを定期的（毎年）に見直しするものとした。

〔マニュアル類〕

緊急時環境放射線モニタリングマニュアル、緊急時環境放射線モニタリング活動ハンドブック、原子力災害通信連絡マニュアル、緊急被ばく医療活動マニュアル、オフサイトセンター運営要領（国）、広報実施マニュアル

2 見直しの進め方について

ステップ1における修正と同様に、部会での審議を踏まえた修正案について、県民意見公募（パブリックコメント）、市町村及び関係機関への意見照会を行い、これらの意見を踏まえた修正案を次回の部会で審議、防災会議で決定する。